

裁判員経験者の意見交換会議事概要

日時 平成26年12月5日（金）午後6時00分～午後7時45分
場所 札幌地方裁判所本館裁判員候補者待合室（本館2階）
出席者 司会者 佐伯恒治（札幌地方裁判所刑事第2部総括判事）
法曹出席者 高杉昌希（札幌地方裁判所刑事第2部判事）
武内弘樹（札幌地方検察庁公判部検事）
本多良平（札幌弁護士会弁護士）
裁判員経験者 1名（3番）
補充裁判員経験者 1名（2番。1番の補充裁判員経験者は欠席）
報道機関出席者：
日本放送協会（NHK）
北海道新聞

合計2名

本意見交換会の趣旨説明と法曹三者の紹介、挨拶

司会者

本日の司会を務める佐伯でございます。どうぞよろしくお願いたします。

本日は、お忙しいところ裁判所までわざわざ足をお運びいただきましてありがとうございました。お二人は、それぞれ今年の夏と秋に裁判員裁判を経験されたと聞いております。

札幌地裁では、裁判員裁判が始まってから150件以上の事件で判決が言い渡されています。5年が経過して、こうした意見交換会も年間3回くらいのペースで定期的に行っております。

この意見交換会は、裁判員裁判が始まってから一定の期間が経過し、事件の集積もされてきたので、色々な問題点や課題を明らかにして、改善できるものは改善していこうという目的で開催しておりますので、忌憚のない意見をいただき、それを一般の方に広くお伝えするほか、裁判所としても裁判員や補充裁判員を経験された方々の生の意見を聞ける貴重な機会と思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

なお、みなさんが意見を述べる前提として、法律実務家に確認してから質問したいこともあろうかと思っておりますので、本日、裁判官、検察官、弁護士にも同席いただいております。もし、そのような機会がありましたら、活用いただければと思います。

それでは、検察官、弁護士、裁判官の順で簡単に自己紹介をしていただきたいと思います。

武内検事

札幌地方検察庁の検事の武内です。公判部というところで、裁判員裁判を含む裁判を担当しています。どうぞよろしくお願いたします。

本多弁護士

私は、札幌弁護士会所属の弁護士の本多と申します。弁護士登録をして11年目になりますが、裁判員裁判はそれほど多く経験しておりません。今日は皆様の貴重な意見を伺えるということで参りました。よろしくお願いいたします。

高杉判事

札幌地方裁判所の裁判官の高杉と申します。私は今まで、東京、大阪、札幌で裁判員裁判を30件ほど担当して参りました。日々、いい裁判をしようと考えておりますが、今日は、裁判員裁判を経験されたお二人から、貴重なご意見を伺えるということで楽しみにして参りました。厳しいご意見もいただいて改善していきたいと思っておりますので、遠慮ない意見をお願いできたらと思っております。よろしくお願いいたします。

裁判員経験者の紹介，裁判員を経験しての全般的な感想・印象

司会者

それでは、私の方から、皆さんがどのような事件を担当されたのかということ、簡単に申し上げたいと思います。

まず、2番の方につきましては、強盗致傷、強盗未遂の事件で、選任手続の日を除いて実質5日間の日程で補充裁判員を務めていただきました。

3番の方につきましては、殺人未遂、銃刀法違反の事件につきまして、同じく実質4日間の日程で裁判員をお務めいただきました。

これから、事件の内容について掘り下げてご意見を伺っていききたいと思います。

本日の意見交換会の大きな流れといたしましては、3つの柱に分けて考えております。最初に、皆様方から裁判員裁判に参加された一般的な感想や印象といったことについて順番にお話いただいた後に、事前に送付した質問事項に沿ってご意見を伺いたいと思っております。それから、最後に、これから裁判員になられる方へのメッセージをいただけたら、お伺いしたいと思います。その3つの柱が終わった後に、本日は報道機関の方も傍聴されていますので、質疑応答の時間を設けたいと思っております。

それでは一つ目の柱に移りたいと思います。全般的な感想や印象ということで、何でも結構でございます。2番の方からお願いします。

2番

始めはどきどきしましたが、裁判長の方が、裁判員だけではなく補充裁判員もたくさん意見を言ってくださいと温かく進めてくれたので、安心して意見を言って参加できたと思っております。

それと、選任手続に来るときに、できるだけ周りに広めないでくださいということが紙に書いてあったので、習い事を欠席するための理由をどう言おうか困りました。理由を言わず休みますと言ったのですが、裁判員裁判が終わった後に、そこまで堅苦しく考えなくて良いと言われて「えっ」と思ったことがありました。

裁判員になって、とても勉強になって良かったと思っておりますので、裁判員候補者の案内が来たら、ぜひやってほしいと思います。

司会者

ありがとうございます。2点目の、「実際にはそんなに堅苦しく考えなくて良い」と

いうことは、もっと早く言ってほしかったということになりますか。

2番

そうですね。ちゃんと自分が読み取っていただけかもしれませんが。

もう一つ言い忘れたことがあります。色々な意見を聞いたり話したりして、とても勉強になったということと、犯罪を犯すということは、被告人だけでなく、周りの人にも不幸をもたらすことが分かり、絶対に犯罪はしてはならないということを改めて認識した一週間でした。

司会者

ありがとうございます。3番の方、全般的な感想、印象についてお願いします。

3番

正直に言うと裁判員に当たりたくなかったです。無作為でコンピュータで選ばれるということだったので、実際やってみると、私が担当した裁判員裁判は、無作為なはずなのにたまたま裁判員全員が女性でした。いくら無作為でも、男女の比率は半々の方がいいのではという感想を持ちました。色々な方の意見というのは分かりますが、男女の思考、考え方は違うのではないかという思いが私にはありまして、被告人や被害者が男性、女性に関わらず、裁判員は男女平等の数がいいのではと思いました。

私の担当した事件では裁判員は全員女性だったので、男性がいたらできないような女性だけの踏み込んだ話ができたといい良かった面はありますが、基本的には同数の方がいいのではという感想を持ちました。

実際裁判員をやってみて、自分が担当した事件が、あまり残忍な事件ではなかったということではおっしゃいました。また、それほど大きな事件ではなかったので、今、勉強になったとか、色々知らないことを聞いて良かったという感想を持っていますが、重大な事件であればどうだったのかという思いはあります。例えば、殺人事件であれば基本的には裁判員裁判になるのですが、全部の殺人事件を裁判員裁判にしなくてもいいのではないかという思いはあります。たまたま私の場合は違いましたが、裁判員裁判における国民の負担がすごく大きいのではないかと思います。

量刑の検討について

司会者

ありがとうございました。それでは2本目の柱に移っていききたいと思います。

まず、裁判員裁判で常に問題になるのが、刑を決めることの難しさです。これは評議の最中にも問題になってきます。これまでも様々な形で指摘を受けているところではあります。人を裁くことの重さとか心理的負担、精神的重圧といったことは裁判員裁判にはつきものですが、今日はそこは除きます。

実際に刑罰を決めるときに、最終的には年数などの形で結論を出していくということになっており、その過程で皆様ご自身のお考えを出して、議論を発展させて決まっていくという過程になると思うのですが、そういった年数等について話し合いをするということが、振り返ってみて、十分にできたと思っているかどうか、ここが分からなかったというところがあれば、これを今後改善していくきっかけになるかと思い、質問させてい

たきます。

それでは一つ目として、刑を決めるに当たって、裁判官から基本的な考え方の説明というのが、最初にあったと思います。2番の方につきましては、否認事件ということでしたので、まず、強盗かどうかという事実関係について決着がついたあとで刑についての話になっていったと思いますが、そうした場面で、裁判官の説明が十分に理解できたかどうかということについて伺います。2番の方いかがですか。

2番

刑を決めるに当たって、裁判長が、まずどのように罪を犯したか、結果の重大性、動機の3つのことを皆で考えようという話をしてくれて、それに対して皆が色々な意見を小さい紙に書いてホワイトボードに貼り付けて進めていったので、私は分かりやすかったと思います。量刑を決めるに当たって、皆の意見を引き出すように話をさせていただいたと思うので、学校の授業を受けているような感じで、とてもいい経験であり、皆の意見を大切にしてくれたのでありがたいなと思いました。それで、被告人にとっては大したことない事件も危険で悪質な事件であったということ、皆との話合いで理解していくことができたと思います。

司会者

ありがとうございます。3番の方いかがですか。

3番

刑を決めるに当たって、基本的な考え方は、裁判長から項目として犯行の動機、方法、結果を挙げてそれぞれ考えていこうと話があり、それは本当に分かりやすく、助かりました。

司会者

ありがとうございます。今、項目という話がありましたが、逆に項目ではないことは考えてはいけないのかといった疑問などを感じたことはありましたか。2番の方いかがですか。

2番

私は、その時の話合いの中で本人の性癖という話があり、刑務所に入れるよりも、病院とかでしっかりと治療、教育する方が大事なのかなと思ったので、そのような判決の方法があればいいのではと思いました。

司会者

評議の際にそのような趣旨の発言をされたということですか。それとも内心で思っただけで、実際には話すことはなかったということなんでしょうか。

2番

それは量刑をきっちり決めるときに話し合うというように答えてもらったような気がします。

司会者

ありがとうございます。3番の方はいかがでしょうか。

3番

項目以外のことで自分が何か思っていることがあれば、必ず発言する機会がありましたので、その説明で十分だったと思っています。どんどん意見を言っていていいですよとい

うことと同時に、自分の話した意見が変わっても構わないという話もあり、それも気が楽になったことの一つです。

司会者

ありがとうございます。説明のタイミングはどうだったでしょうか。

例えば、事実に争いのある2番の方の場合ですと、その点の評議をまずしたのかなと想像したものですから。事件によっては、例えば、目標が刑罰の重さを決めるという事件の場合、自分たちで意見を言うためにはどのように証拠を見ていけば良いのだろうということで、法廷で証拠を見ている段階から説明することもあり得るのかなと思います。お二人が経験された事件では、例えば、法廷が続いている最中、例えば被告人質問の前などに、裁判官からそういった説明があったのか、なかったのかということ覚えていらっしゃいますか。2番の方いかがですか。

2番

法廷や評議室の色々な過程で問題は特に感じていなかったと思います。きちんとした計画が立っていて、その計画の中で、裁判員や補充裁判員にも分かりやすく進んでいったと思います。

司会者

3番の方はどうでしょうか。

3番

私の担当した事件には事実の争いがなかったもので、タイミング的には違和感はなかったです。

司会者

ありがとうございます。続いての質問に移りたいと思います。

皆さんは、量刑の評議の際にデータベースのグラフをご覧になったと思います。2番の方が経験された事件につきましても、弁護人の弁論の中でデータベースについて触れられていたようですし、3番の方が経験された事件では、弁護人の弁論で言及されたグラフと同じものを評議の際に使ったと想定されるわけですが、そのような参考資料をご覧になって役に立ったのか、その反対に、このようなものを見せられたら制度の意味がないのではないかとお思いになったか、あるいは、その他何かお思いになったかを伺ってきたいと思います。2番の方いかがですか。

2番

すごいびっくりしました。強盗と言っても3年に満たないものから8年くらいのものであったと思いますが、その中で、私たちが担当している事件はどの辺なのかというのを考える上では、とても良かったと思います。犯罪を犯しても他の事件とのバランスが必要だと思いますので、データベースは大事なんだろうと思います。独りよがりではなくて、バランスを取る上で大事だと思うことと、軽い事件だと初めは思っていたが、話し合っているうちに悪いことだと思い、実刑が必要かといった話合いになった時に、執行猶予を付けない判決もあるのだなとデータベースを見て分かったのが、良かったと思います。

司会者

3番の方いかがですか。

3番

量刑を決めるに当たって、素人なのでどうやって考えたら良いのかというのが、裁判員に選ばれた時に思いましたが、データベースを示していただいたので、役に立ったと思います。自分の担当した事件はぴったり一致するようなものがなかったので、実際にいつ起こったこんな事件は何年だったというような実例を示していただけると、より参考になったかと思います。

司会者

ありがとうございました。お二人とも目安としては参考になったというお話だったわけですが、具体的な例についてももう少しお話を伺いたいと思います。例えば、2番の方が経験された事件では、弁護人の作成した弁論要旨の中で一つの例が挙げられていたと思いますが、覚えていますか。データベースで検索すると、同じ強盗致傷でも、執行猶予が付いた事例がありますといったようなことが資料として付いていたと思いますが、そこはあまり記憶に残っていないですか。

2番

執行猶予が付いた事例があったことを言われたかどうかは覚えていないですけども、こんな事件が具体的にというのは、3番さんが言ったような例示はあったと思いました。

司会者

先ほど、3番の方から、具体的な例示がもうちょっとあればより分かりやすかったという話がありましたが、2番の方はその点どのようにお感じになりますか。具体的な例示が評議の中であったのかなかったのか、なかったとしてあったほうが良かったのか。

2番

3人の裁判官のうち、データベースのことを中心に事例を出してくれた人から、具体的な事例の紹介が二、三あったと思います。それが私たちの話合いの参考になったと思います。

司会者

二、三あったという2番の方と、あまりなかったという3番の方の違いはありますが、もっとたくさんあったら良かったというように思いますか。例えば10個20個とか。2番の方は3つくらいプラスで見たのはとても良かったというお話ですかね。

2番

そんなにたくさん見なくてもいいと思います。大事なものは、きちんと話し合って皆で考えをまとめることだと思います。

司会者

3番の方はいかがですか。

3番

10や20ではなくて、実例に近ければ二、三で十分かなと思います。

司会者

関連してもう一つお伺いします。グラフを目にしたタイミングと申しますか、例えば、最初に裁判長から、刑の決め方について基本的な説明があったと思いますが、その後の話合いの中でどのタイミングでグラフを見ていただくかはケースバイケースなところがあります。皆さんの事件の場合に、見るタイミングが早すぎたとか、ちょうど良かった

とか、もっと早く見せてほしかったといったことがあるのかということについて何か覚えていたことがあればご紹介いただきたいと思います。2番の方いかがですか。

2番

きちんと時間割が組まれ、計画的に進められており、量刑を決める場面で参考資料ということでデータベースを紹介していただき、よく考えて審理を進めていると感じたため、不満はありません。

司会者

3番の方はいかがですか。

3番

私もタイミング的には良かったと思います。どのように決めれば良いのかと思っていた矢先にデータベースが出てきましたので、タイミング的には良かったと思います。

司会者

ありがとうございます。続いての質問に移りたいと思います。先ほど2番の方から量刑のグラフに幅があって、その中で議論をしていくというお話がございました。同時に、きちんと話し合いをすることが大事であるという話もいただきましたが、実際の評議の時にグラフはあくまでも参考ということになるわけですが、その中で、数ある事件との対比もしつつ、担当された事件がどれくらいの重みがあるのか、皆さんの意見を何らかの形でおっしゃったと思うのですが、その意見を言うに当たって、何か困難を感じることはなかったのかという点についてお伺いしたいと思います。2番の方お願いします。

2番

量刑を考えるに当たって、検察官は6年という具体的な数字を求刑していましたが、弁護人は執行猶予が相当だということで、具体的な数字は言っていませんでした。量刑を決める際に、危険な事件で執行猶予が相当でないと考えた場合に、懲役何年にすれば良いのかを考えるのは難しいと思いました。

司会者

3番の方にお伺いしますが、グラフの議論で難しいと感じたことはなかったでしょうか。

3番

まず、データベースを示していただいて、検察官、弁護人がそれぞれ年数を示し、検察官の示した年数を上限、弁護人の示した年数を下限として考え、自分が思う年数を付せんを書いて、皆の意見をホワイトボードに貼りました。そこからまた話し合いや証拠の確認をして、最後にもう一度、自分が思う年数を改めて出すことが出来たので、複数回するのは良かったと思います。

司会者

もう少し掘り下げて聞きたいと思いますが、話し合いの段階はいくつかあると思いますが、初めの段階が一番難しいと思います。紙に書きましょうという話になって、他の方が何年と書くのか分からない状況で、困難を感じることはなかったでしょうか。正解がないとはいえ、適当に書くことはできない状況だったと思います。そこで何らかの要素に着目して、この事件であればここが悪いと思う、あるいは、ここは良いと思うから何年くらいというような、十分に議論を反映した形で意見を言えるようなタイミングにな

っていましたか。

3番

私は、人前で意見を発表するのは苦手ですが、どんな意見でも間違っても構わないので、思ったことを話してくださいと言われました。私は、刑を決める上で、改心して再犯を防ぐのが一番大事だと思っていましたが、今の法律ではそうではないというのが分かったのが良かったことでもあり、ショックだったことでもあります。ただし、自分の意見は言えたので、そのような場にしてくれたのはありがたかったです。

司会者

3番の方が担当されたのは殺人未遂の事件ということですので、犯罪の名前としては非常に重く、ご覧になったグラフでもかなり重い年数の分布があったと思いますが、検察官が10年の求刑で、弁護人が3年という意見を述べ、判決は7年ということになっていますが、先ほどもう少し具体的な例があったら助かるというお話をされていたと思いますが、その点について、グラフだけを見て迷うところはなかったでしょうか。

3番

それを補う形で、それぞれ意見を出したり、他の人の意見を聞いてそのような視点もあるのだなと考える時間があったので、あまり不満はなかったです。データベースでピックアップしたものは、殺人未遂の怨恨の項目で検索した結果でしたが、怨恨という項目が大雑把で、今回の事件はそれに当てはまるのかなという不安があったので、具体例がいくつかあったら良かったなというのはありました。出来ればデータベースの項目がもう少し細かければ良かったという思いはありました。

司会者

ありがとうございました。

2番の方は強盗致傷ということでグラフをご覧になったと思いますが、その一方で担当された事件は、強盗未遂も連続して行った事件だったと思います。グラフをご覧になって、強盗致傷だけでしたらそのグラフだけで良いのですが、強盗未遂の点について資料の物足りなさを感じることはありましたか。

2番

被害者の下着を取ろうとする事件だったので、実際には取れなくても、取ろうとすることだけで心に酷い傷を残すことですので、未遂といっても未遂ではないという感じもありました。データベースでは様々な種類の強盗があったので、同じ強盗という名称であっても、役に立ったのかどうかは分かりません。

司会者

2つの事件があるので、1つの事件に使えるデータがあっても、量刑はもっと重いということになるのかと思ひまして、そのあたりで資料不足を感じませんでしたか。

2番

それはあまり考えませんでした。2つの事件があったので量刑が重くなったということについては覚えがありません。

司会者

ありがとうございました。

それでは次のテーマに移りたいと思います。先ほどから少しずつ触れてきたことです。

法廷の場で検察官から求刑があったと思います。弁護人も弁論において、具体的な数字を出す出さないの区別はあるにしても、皆さんは弁護人としての意見を聞いたと思います。その意見が、評議で皆さんの意見をまとめるに当たり、どのような位置づけであったのか、役に立ったのか、特に意味がなかったと感じたのか、その点について裁判官から説明があったかどうかということです。先ほど3番の方から上限下限という話がありましたが、検察官、弁護人はなぜそのような数字を挙げたのかという疑問を抱いたかどうかなどについて、ご意見をいただければと思います。2番の方いかがでしょうか。

2番

検察官は事件の悪質さについて考えた上での求刑なので、悪質さを考える上では参考になりました。

弁護人は、具体的な年数を示さなかったもので、悪質な事件ではあると考えているように思いました。また、被告人やその家族のことを考えて、執行猶予を求めたのではないかと思いました。

司会者

補充でお伺いしますが、求刑を聞いた当初はどう思いましたか。

2番

けっこう厳しいと思いました。執行猶予か実刑かという話合いに入るときに、刑務所に入れば反省するのかが分からず質問をしたところ、裁判長から、刑務所でどのようなことをするのか説明があり、その説明が執行猶予か実刑かを決める際に役に立ったと思います。

司会者

ありがとうございます。3番の方については、先ほど上限下限という話はありませんでしたが、検察官の求刑が10年と弁護人の意見が3年と大きな開きがあり、それを初めて聞いたときにどうだったのかということと、評議をしていく過程でどのように思ったのかということを含めて何かご意見はありますか。

3番

法廷で証拠を見ながら、検察官と弁護人の意見を聞きましたが、弁護人の証拠に説得力がなく、分かりづらく、全く参考にならなかったということではありませんが、自分が年数を導き出す際にはあまり参考になりませんでした。一方で、検察官の意見を鵜呑みにしたわけでもなく、裁判官が色々教えてくれたことと皆さんの意見によって、自分の意見を固めていきました。

証拠に関する感想

司会者

ありがとうございます。

それでは最後の質問に移りたいと思います。検察官の求刑、弁護人の意見の中でもそれなりに理解できる部分もあり、評議で参考になるものであったと受け取れるわけですが、法廷での審理、初めに起訴状を読み上げるところから、メインとしては証拠をご覧になったわけですが、こういう年数を意見として出すのであれば、こういう証拠があっ

てしかるべきだとか、これくらい重い罪だと説明するためにはこういう証拠が必要だとか、逆に、こんなに軽い罪だと言うためにはこんな証拠はないのかとか、質問の仕方ですとか、色々感じることはあるかと思えます。もし、そのように引っかかったことがあれば教えていただきたいのですが、何かございますか。法廷での証言や被告人質問を聞いていて質問の意図がよく分からないとか、アンケートを見ると多くの事件でそのような指摘がありますが、いかがですか。

3番

私が担当した事件は殺人未遂でしたが、現場に被害者の妹が居合わせており、一番分かっている方なので、できればその方の証言があれば良かったと思います。ただ、その方の心身が証言できる状態になかったので、今回はやむを得なかったのですが、妹が現場の再現に協力した写真が証拠で提出されたので、それを参考にしました。なお、評議室に戻ってから、証拠写真のある一部分を見たいような場合に、もう一度確認できるような機会があれば良かったと思います。

司会者

実際には、証拠をもう一度見てみようとか、証言の様子をもう一度見てみようというようなことがあれば、証言も録画していますので、おっしゃっていただければ確認できる機会はあったと思います。

2番

自転車に乗っていた被害者をどのように倒したのか調べている場面で、実際に自転車を走らせて、どのようになるのかを見てみたいと思いました。評議室の中で、2人の裁判官と裁判員の方とで、自転車に乗って襲われたつもりで体を動かして再現してみたものの、少し分かったような感じはしましたが、どの程度のものであったかは具体的なものがあれば良かったと思います。

裁判員制度全般についての感想など

司会者

どうもありがとうございます。

裁判員裁判全体を通して気にかかったことや、制度全般について伺いたいと思います。

2番の方、何かございますか。

2番

私自身としてはとても勉強になりましたが、先ほども言ったとおり、案内が来て、もし裁判員になったとしたらやっていただきたいとは思いますが、裁判員裁判の量刑が厳しすぎるなどの報道があったりして、皆で一生懸命考えて決めたことなので、そのような意見があり、今までの裁判の結論と合わせたいのであれば裁判員裁判ではなくても、これまでどおりの裁判でいいのではないかと思いました。裁判員裁判の位置付けや、これからどのようになっていけば良いのかということについては、まだ良く分かりません。

司会者

ありがとうございます。3番の方、何かございますか。

3番

例えば、殺人事件なら裁判員裁判になると思いますが、事件の重大性や残虐性と素人である裁判員の負担を考えると、全て裁判員裁判にはせず、厳選して良いのではないかと考えています。私が担当した事件は殺人未遂で、軽いとは言えないですが、証拠の写真についても、事前に裁判官が検察官に今回の証拠に残虐な場面がないか確認してくれていることを聞いていたので良かったです。

本当に残虐な事件であれば、お昼の弁当も食べられないでしょうし、その後の生活においても事件のことが頭から離れないでしょうし、もしかすると仕事が手に付かないような状況になってしまうと思うと、もし、私が担当する事件がそのような事件であれば、今こうしていただけないと思います。

ですので、裁判員制度全てに反対というわけではなく、良い面もありますが、全てを裁判員裁判にする必要はないのではと思います。

今後裁判員裁判に参加される方へのメッセージ

司会者

ありがとうございました。

最後に、これから裁判員になる方へのメッセージをお願いします。2番の方、お願いします。

2番

色々なことを考えられた一週間でした。裁判が終わった後は、小さなことでもきちんと行動しなければいけないという気持ちになり、犯罪を犯すことはいけないことであるとか、犯罪を犯すことによって周りの人をどれだけ苦しめることになるのかということを感じました。犯罪を犯すことはいけないということを実感してもらうのには良い機会であり、勉強をしていく上では素晴らしい制度であると思います。裁判官の方々が皆を温かく育ててくれている雰囲気も素敵なので、たくさんの方が体験するのはとても良いことだと思います。

3番

世間では不必要に怖がることはないという意見もありますが、私はやはり事件による第一に思っております。事件は選べませんので、これから裁判員になる人たちには、それなりの覚悟、身構えはあった方が良いでしょうと思います。

法曹からの感想など

司会者

ありがとうございました。

それでは、本日同席している法律実務家の方から、感想と必要があれば質問をさせていただきます。検察官、弁護士、裁判官の順にお願いします。

武内検事

質問はありません。普段我々が知り得ない評議や量刑の内容について具体的にお聞かせいただいて、とても参考になりました。今後の立証、主張の仕方の参考とさせていた

だきたいと思います。ありがとうございました。

本多弁護士

2点質問がございます。

量刑判断の項目で裁判官が色々例を示してくれて分かりやすかったとありました。検察官、弁護人もそのような項目は立てていると思いますが、その中で違和感を感じたということはないでしょうか。

2番

論告メモの書き方について、検察官はきれいで、かつ、簡潔で分かりやすいと思いました。弁護人は、被告人を弁護するために情状面をたくさん書いていましたが、そこまで悪くないという書き方をしており、一般の目線からは守ろうとし過ぎていているように思います。このようにすると被告人は更生するというような書き方も良いと思います。

この犯罪は重くないという書き方は馴染めなかったので、被告人の更生について強調する書き方でも良いのではないかと思います。

本多弁護士

ありがとうございます。

弁護人が主張していることで、例えば、3番の方のケースですと、知的能力の点が挙げられたと思いますが、そのような点について、何か感じたことはありますか。

3番

あまり覚えていませんが、その部分に関しては説得力がないと受け止めました。

本多弁護士

3番の方がおっしゃっていた、男女同数の方が良いという意見ですが、それは量刑判断にも影響することなのでしょうか。

3番

どんな事件にも影響するかどうかは分かりませんが、私は男女の思考の差はあるのではないかと考えています。犯罪に対して差があると言われると、絶対あるとは言い切れませんが、広く色々な人の意見を集めるというのが裁判員裁判であるならば、あまり偏らない方が良いのではないかと思います。

2番

私が参加した裁判は、補充裁判員が女性の私ともう一人の男性で、裁判員6名のうち女性が2人でバランスを取っていたのだと思いました。性に関する内容もあったので、くじだとしてもバランスを取って選んだのだと思っていました。

司会者

くじは無作為で行うものですから、どうしてもばらつきというものは出てくると思います。

本多弁護士

ありがとうございました。

裁判員等を経験された方の貴重な意見を伺える機会でしたので、裁判員裁判を進める上で、ご指摘があった点について反省し、より良い形にしていきたいと思います。

今日はどうもありがとうございました。

高杉判事

本日は長い間ありがとうございました。

男女比の問題については、開けてみないと分からないというところもあり、バランスが取ればとは思いますが、実は、システムの中に性別の情報は入っておらず、くじ引きの段階で区別することはできないことになっています。

男女比であったり、年齢構成をどこまでシステムに入れるのかは難しい問題であり、かえって情報を入れすぎると逆に偏りが出る可能性もあると思います。

1点お伺いしたいのですが、量刑を決めるに当たって、基本的な考え方、着目のポイントとして、犯行の方法、結果、動機といったところを重視していますという説明が裁判長からあったということでしたけれども、その着目点について、納得できましたか。

2番

その項目には納得できたので、提示していただき助かりました。

3番

話し合う視点というところで、「なるほど、そうなのか。」と思って聞いていたので、特に他の考えはありませんでした。

高杉判事

刑の決め方についてどう説明するのかということについて日々悩んでいるので質問させていただきました。ありがとうございました。

記者からの質問

司会者

報道機関の方から質問はございますか。

NHK

3番の方の裁判員裁判を終えての感想はいかがでしたか。

3番

犯罪の重さや種類によると思います。私が、勉強になって良かったと言えるのは、残虐な事件ではなかったからだと思います。残酷な事件に当たっていたら、今そのように言えなかったと思います。

NHK

ありがとうございます。

2番の方に伺いたいのですが、最初は少し不安だった気持ちが最終的にやって良かったという気持ちになったのは、どういうところが理由だったのでしょうか。

2番

最初からやりたいとは思っておらず、死刑を選ばなければならないような裁判ではなかったということが分かって良かったと思ったのがまず1点目であり、やって良かったと思ったのは、裁判官の方などと話し合いながら決めていったというのが自分にとって良かったと思ったからです。被告人やその家族の話を聞きながら、大事な場に関わっていったことが自分にとって良かったと思いました。

NHK

ありがとうございます。

法廷での被告人の態度や発言を実際に目にしたことで、量刑のグラフや論告メモなどの書面を読んだ時と印象が変わった経験がありましたか。実際に目にしたことが量刑判断の参考になったかどうかということでも構いません。

2番

法廷で、被告人を前にして、検察官が論告メモを読んでいるのを聞きながら、その間、被告人の顔を見ていました。また、被告人が反省のために日記を書いていると弁護人が話していましたが、その日記は携帯電話か何かに記録していると分かり、「えっ」と思ったことはありますが、本当に反省しているのだろうかというところは、書面に関係なく、被告人の話や様子で感じながら参加していました。目の前で色々な人に話をしてもらったことが量刑に影響を与えたと思います。

司会者

3番の方はいかがですか。

3番

最初の情報としては起訴状を目にしまして、それから初めて法廷に行き、証拠を提示してもらったり、証言を聞いたりして、その後にデータベースを見るという順序だったので、先入観を持つことなく法廷にいたることができたので、印象が変わったという思いはありませんが、起訴状において人を刺したということが分かり、法廷で被告人を見て供述を聞いたときに、凶悪な人間というわけではなく、弱い人間だからこそ犯してしまった罪なのだという印象を受けました。量刑を決めるに当たっては、証拠や証言を基に考えました。

司会者

これで予定の内容が終わりました。

長時間ご意見をお聞かせいただきありがとうございました。

私たち法律実務家としましては、これから行われる裁判員裁判に本日伺ったご意見を反映できるように精進して参りたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。

以 上